

令和8年第3回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和8年3月26日(木) 14時00分

2 閉会日時

令和8年3月26日(木) 15時15分

3 開催場所

青森市教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

・教 育 長	工 藤 裕 司
・教 育 長 職 務 代 理 者	土 岐 志 麻
・委 員	天 内 博 康
・委 員	齋 藤 美 鈴
・委 員	松 浦 淳
・委 員	川 村 仁

5 事務局出席者

・教 育 部 長	武 井 秀 雄
・理 事	泉 宏 明
・教 育 次 長	角 田 毅
・総 務 課 長	小 山 和 紀
・文 化 学 習 活 動 推 進 課 長	東 條 英 哲
・文 化 遺 産 課 長	児 玉 大 成
・市 民 図 書 館 長	土 岐 志 保
・学 務 課 長	大 友 啓 文
・学 校 給 食 課 長	徳 差 弘 子
・指 導 課 長	後 藤 孝 範
・浪 岡 教 育 課 長	鈴 木 謙 一 郎

6 会議に付議された案件（議案第17号及び第18号は非公開）

(1) 議案

議案第6号	青森市立夜間中学の校名について	(総 務 課)
議案第7号	青森市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について	(学 務 課)
議案第8号	青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について	(総 務 課)
議案第9号	青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	(総 務 課)
議案第10号	青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	(総 務 課)

議案第11号	青森市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	(文化学習活動推進課)
議案第12号	青森市森林博物館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について	(文化遺産課)
議案第13号	青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について	(学務課)
議案第14号	臨時に代理し処理した事項の承認について	(総務課)
議案第15号	臨時に代理し処理した事項の承認について	(総務課)
議案第16号	臨時に代理し処理した事項の承認について	(総務課)
議案第17号	臨時に代理し処理した事項の承認について	(学務課)
議案第18号	臨時に代理し処理した事項の承認について	(学務課)

(2) 報告

①寄附採納について	(総務課)
②冬休み明けの「ゆるやかスタート・ウィーク」について	(学務課)
③あおもり「夢体験休暇」について	(文化学習活動推進課)
④青森市立小・中学校における不登校対策について	(指導課)
⑤巡回指導方式による通級指導について	(指導課)

7 会議録署名委員

- ・齋藤 美 鈴
- ・川村 仁

8 会議の概要

14時00分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

議案第7号については上程を見送ることとし、その他の全案件については全委員異議なく決定し、15時15分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 議案

○工藤教育長

本日の審議案件は13件です。議事に入ります前に3点ほど御連絡がございます。

1点目でございます。議案第10号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。当該規則の改正内容は、教育委員会がこれまで取り組んでまいりました、

- ・ゆるやかスタート・ウィーク（ゆるスタ）
- ・青森市版ラーケーション、あおもり夢体験休暇（夢きゅう）
- ・不登校対策

等について、要綱等による運用を改め、教育委員会の取組として明確に位置づけるために、規則に明文化しようとするものであります。次第にありますとおり、報告案件②、③、④がそれぞれ、「ゆるスタ」、「夢きゅう」、「不登校対策」となっており、その実績や効果等について、後ほど事務局より報告があることとなっておりますが、議案の審議に先立ち、まず

は事務局から報告いただいた上で、議案第10号を審議したいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

ありがとうございます。そのようなかたちで議事を進めさせていただきます。

2点目でございます。議案第17号及び第18号「臨時に代理し処理した事項の承認について」につきましては、人事に関する案件でありますことから、青森市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定により、非公開とさせていただきたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第17号及び第18号については非公開とし、報告案件等が終了した後に審議することといたします。

3点目でございます。議案第7号「青森市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」でございます。本案件は令和8年度から3か年の本市教育現場における働き方改革の指針となる、極めて重要な計画であります。現在、事務局において、現場の実態に即したより詳細な数値目標や具体的施策、そして最新の実績値を反映すべく最終調整を行っております。私といたしましては、委員の皆様十分に審議いただいた上で決定すべき案件と判断し、本日の上程を見送り、次回の定例会において改めてお諮りすることといたしました。御了承のほどお願い申し上げます。

～ 異議なし ～

ありがとうございます。それでは議事に入ります。

○工藤教育長

議案第6号「青森市立夜間中学の校名について」、事務局から説明をお願いします。

○泉理事

2月1日（日）から28日（土）までの1か月間、本市の公立夜間中学の校名を募集しましたところ、105件の応募がございました。

「校名決定の観点・考え方」につきましては、

- 1つに、どなたにも分かりやすく、言いやすく、覚えやすい校名であること
- 2つに、夜間中学で学ぶ生徒や地域の方から親しまれ愛される校名であること
- 3つに、青森市公立夜間中学設置基本方針にふさわしい校名であること
- 4つに、商標等他者の著作権等の権利を侵害しないこと

としており、事務局において、「善知鳥（うとう）」、「あすなろ」、「青嶺（せいれい）」、「星空（ほしぞら）」、「灯（ともしび）」、「希望（のぞみ）」の6つの案を選定したところで、これら6つの案をたたき台として、校名について御審議いただきたいと存じます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に御質問等はありませんか。委員の皆様御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○土岐教育長職務代理者

どれも素晴らしい校名候補だと思いますが、個人的には、何歳からでもやり直せるという希望（のぞみ）を持ってほしいという意味で、「希望（のぞみ）」という校名が、非常に温かみがあり、素晴らしいのではないかと思います。ただし、「希望（のぞみ）」については、

一般的に多く使われている名称でもありますので、他の校名候補と組み合わせてみるのもいいのではないのでしょうか。

○齋藤委員

私も、希望（のぞみ）を持って学んでほしいという願いを込めて「希望（のぞみ）」が良いなと思うのですが、名称の重複を避けるという意味では、校舎の窓から見えるであろう八甲田の峰々を連想させる「青嶺」も良いなと思います。青森の「青」の字も含まれておりますし、非常に品格を感じます。

○天内委員

「青嶺」という響きには非常に清々しいイメージを感じます。市民にとっても、県民にとっても八甲田は心の拠り所でありますので、「青嶺」というのは、学校名として非常に相応しいと感じます。

○松浦委員

私は「善知鳥」という名称に青森市らしさを感じました。ただし、県内初の公立夜間中学として、県内から生徒を迎え入れることを踏まえると、より広く親しまれる名称が必要かもしれません。今までのお話を伺っていると、「青嶺」、または「希望（のぞみ）」、あるいはその2つを合わせた名前が良いのではないのでしょうか。

○川村委員

夜間中学は非常に多様な、いわば「八つの峰」のようにそれぞれ異なる人生を背負った生徒さんたちが、再び学ぶために集う場所です。そこで学んだことが、これからの人生の「希望（のぞみ）」に繋がっていく。そういう意味では、「青嶺」という崇高な響きに、「希望（のぞみ）」という願いを冠する「青嶺のぞみ」という名称は非常に妥当ではないかと考えます。

○工藤教育長

「青嶺」と「希望（のぞみ）」を掛け合わせた「青嶺のぞみ」という名称、委員の皆様いかがでしょうか。

○委員一同

とてもいいと思います。

○工藤教育長

それでは、青森市立夜間中学の校名につきましては、「青嶺のぞみ中学校」（「青嶺」は漢字、「のぞみ」は平仮名表記となりますが、）に決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第6号、青森市立夜間中学の校名につきましては、「青嶺のぞみ中学校」に決定することといたします。105件もの、心のこもった御応募をいただき誠にありがとうございました。

○工藤教育長

先ほど御了承いただきましたとおり、議案第7号は先送りすることといたしましたので、

議案第8号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○泉理事

はじめに、提案理由についてであります。令和9年4月の「青森市立夜間中学」の開校に向けた準備、及び老朽化が進む学校等教育関連施設の適正な維持管理のため、組織の再編及び分掌事務の整理・集約を行うものであります。併せて、若手職員の中途退職を抑制し、一人一人が意欲を持って能力を発揮できる職場環境を整えるため、新たな職制として「主任」を導入するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正」につきましては、1つに、「組織の再編」として、夜間中学開校準備等を担う「教育企画推進室」を、総務課の課内室として新設いたします。併せて、学校等教育関連施設の整備等を担う「教育施設課」を新たに設置いたします。

2つに、「分掌事務の整理・集約」として、「教育施設課」の新設に伴い、これまで総務課及び中央市民センターで行っていた施設関連業務を教育施設課へ集約し、一元化を図ります。

3つに、「新たな職制の導入」として、行政職（事務・技術）について、2級昇格時に「主任」の職位を創設いたします。

なお、「青森市中央市民センター処務規則」及び「青森市民図書館条例施行規則」につきましても、ただいま御説明申し上げました改正内容と整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第8号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第8号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

議案第9号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○泉理事

はじめに、提案理由についてであります。青森市立本郷小学校を青森市立浪岡南小学校へ統合することなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてであります。青森市立本郷小学校で使用する「学校印」及び「学校長印」等を本規則の別表から削除するものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第9号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第9号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

次は議案第10号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」となりますが、先ほど御了承いただきましたとおり、議案審議に先立ち、関連する案件についてあらかじめ報告していただきます。

報告2「冬休み明けの「ゆるやかスタート・ウィーク」について」、事務局から説明をお願いします。

○大友学務課長

はじめに、「概要」となりますが、1月15日（木）から19日（月）までの土日を含む5日間を午前授業とし、児童生徒及び教職員の心身の健康に配慮し、学校生活を「ゆるやかにスタート」させるための期間として実施したものであります。

次に、「実施の効果」ですが、期間中の欠席者数及び保健室来室者数について、令和6年度と令和7年度を比較したところ、

小学校では、

- ・欠席者数が、1,287人から986人で、301人の減
- ・保健室来室者数が、347人から266人で、81人の減

中学校では、

- ・欠席者数が、1,304人から1,002人で、302人の減
- ・保健室来室者数が、319人から201人で、118人の減

となっており、小・中学校ともに、欠席者数や保健室来室者数が大幅に減少しました。

また、各小・中学校を対象に実施したアンケート調査でも、

- ・段階的に学校生活へ移行することで心身の負担が軽減され、無理なく生活リズムを取り戻すことができた
- ・午前授業による心理的な安心感が登校への意欲に繋がり、笑顔で登校する姿や、不登校傾向にあった児童生徒の登校が見られた

など、本取組により生み出された「心のゆとり」が単なる負担軽減に留まらず、不登校傾向の児童生徒の登校意欲向上や登校再開といった具体的な成果に結びついており、長期休業明けに児童生徒が心身の不調を来たさないようにする上で、極めて有効な取組であると考えます。

次に、「教職員の時間外在校等時間」ですが、令和6年度と令和7年度の8月及び1月について、それぞれ比較したところ、教職員一人当たりの平均は、

小学校では、

- ・夏休み明けの8月が、2時間27分の減
- ・冬休み明けの1月が、3時間58分の減

中学校では、

- ・夏休み明けの8月が、3時間45分の減

・冬休み明けの1月が、6時間24分の減となっており、小・中学校ともに、教職員の時間外在校等時間が大幅に減少しました。
また、各小・中学校を対象に実施したアンケート調査でも、
・午後の時間を活用して二者・三者面談や教育相談を丁寧に行うことができ、生徒の細かな状況変化の把握に努めることができた
・冬休みの課題の点検や評価、受検に向けた事務作業、各種会議等を勤務時間内に集中的に行うことが可能となった
など、学校や児童生徒の実態に合わせて柔軟に工夫して対応している様子が見受けられます。このことは、教職員が本取組の趣旨を深く理解し、働き方改革の観点からも着実な成果を上げているものと考えます。

最後に、「次年度に向けた取組」ですが、冬休み明けの「ゆるやかスタート・ウィーク」も夏休み明け同様、効果がありましたことから、次年度においても、

・夏休み明けは、令和8年8月24日（月）から28日（金）までの連続する5日間
・冬休み明けは、令和9年1月15日（金）から19日（火）までの土日を含む5日間
実施いたします。

事務局といたしましては、この「ゆるやかスタート・ウィーク」の成果を一時的なものとしてせず、本市における確かな取組の一つとなるよう、今定例会に議案として提出しております「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に明文化した上で、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤教育長

報告3「あおもり「夢体験休暇」について」、事務局から説明をお願いします。

○東條文化学習活動推進課長

はじめに、「これまでの経緯」についてであります。青森市版ラーケーション、あおもり「夢体験休暇」については、市長から「青森市にもラーケーションを導入し、座学では学べない、本物に触れる機会を増やしたい」との提案があったことから、青森市PTA連合会、青森市小・中学校長会をはじめとする多くの皆様からの御意見も参考としながら、保護者が平日の休暇等を利用し、児童生徒との体験活動等を企画し、豊かな学びを得る機会を確保する制度として、昨年10月に開催した定例会において、実施要項を御議決いただき、翌11月から試行期間として実施しているものです。このたび、実施状況や体験場所のほか、実施したアンケート結果や寄せられた御意見等について整理しましたので御報告いたします。

次に、「申請状況」についてであります。令和7年11月の試行開始から令和8年3月16日時点において、小学校が553件、中学校が143件の計696件となっております。

次に、「体験場所」についてであります。県内が81件で約12パーセント、県外が593件で約85パーセント、海外が22件で約3パーセントとなっており、具体的な場所としては、

- ・県内は、浅虫水族館、県立美術館、味噌製造工場等
- ・県外は、東日本では、中尊寺、上野動物園、国立科学博物館、浅草寺、キッザニア、関東圏の大学や高校等、また西日本では、伊勢神宮、大阪城、神戸メリケンパーク、淡路島、沖縄等

- ・海外は、アメリカ、イギリス、韓国、ベトナム、グアム、シンガポール、台湾、オーストラリア

となっております。

次に、「アンケート結果」についてであります。3月16日時点で体験を終えた298家庭に、次の5つの項目について調査を行ったところ、

- ・「子どもの夢や志を応援するきっかけとなった」が90.3パーセント
- ・「子どもと触れ合う時間が増えた」が99.3パーセント
- ・「働き方や休み方を見直すきっかけとなった」が84.2パーセント
- ・「子どもが自ら学ぼうとする力が育った」が93.6パーセント
- ・「あおり「夢体験休暇」を来年度も取得したい」が98.7パーセント

となり、当該制度に対して非常に肯定的な回答をいただいております。

次に、「保護者の感想」についてであります。

- ・「休日に休めない親にとって、平日に家族の時間を取得できる、ありがたい制度です。子どもの挑戦や体験の場を作ることができてうれしい。」
- ・「インターネットや図鑑で見るのと本物は違う。インパクトは大きく、子どもの関心がいつもと違い、親としても大満足です。将来のことや、夢についても話し合うきっかけになりました。ぜひ続けてほしい。」

などの感想が寄せられております。

最後に、「次年度の取組」についてであります。あおり「夢体験休暇」の試行期間の状況を総括いたしますと、

- ・申請数が多いこと
- ・体験後のアンケート結果が良好であり、特に「子どもと触れ合う時間が増えた」や「来年度も取得したい」との回答が、100パーセントに近い割合となったこと
- ・家庭を体験場所とした事例も一定数あったこと

などから、多くの方の御賛同をいただいているものと考えております。

事務局といたしましては、これらの状況を踏まえ、青森市版ラーケーション、あおり「夢体験休暇」について、令和8年4月からの本格実施に向け、今定例会に議案として提出しております「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に明文化した上で、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤教育長

報告4「青森市立小・中学校における不登校対策について」、事務局から説明をお願いします。

○後藤指導課長

はじめに、「これまでの主な不登校対策」について御説明いたします。本市における不登校対策といたしましては、

- 1つに、保護者面談シートの活用、ケース会議による実態に応じた支援の検討、個別のプログラムの作成・活用による組織的な対応
- 2つに、医療・福祉・教育などの関係機関との連携
- 3つに、全小・中学校への校内教育支援センターの設置
- 4つに、市内全域から入学・転入学を可能とする不登校等特認校（油川小学校・油川中学校、新城中央小学校・新城中学校、堤小学校・浦町中学校）を指定

が挙げられます。

次に、「本市の現状」といたしましては、

- 1つに、「不登校児童生徒数」は460人となり、前年度と比較して52人減少したこと
- 2つに、「指導の結果、登校できるようになった児童生徒の割合」は小・中学校合わせて61.3パーセントとなっており、前年度と比較して4.5ポイント上回っていること
- 3つに、「校内教育支援センターの利用者数」は489人となっており、前年度と比較して56人減少していること
- 4つに、「不登校等特認校への入学・転入学者数」は小・中学校合わせて27人となっていること

が挙げられます。

次に、「不登校等特認校における令和7年度の新たな取組」といたしましては、

- 1つに、全ての不登校等特認校において「給食体験会」を実施したこと
- 2つに、不登校等により在籍する学校の修学旅行に参加できなかった児童生徒を対象とした修学旅行を実施したこと

が挙げられます。

最後に、「今後の取組」といたしましては、

- 1つに、令和8年度に新たに造道小学校・造道中学校を不登校等特認校として指定し、計8校体制とすること
- 2つに、市内8校の不登校等特認校をモデル校として、その取組の成果と課題を検証し、全小・中学校に開設した校内教育支援センターにおける支援の一層の充実を図ること
- 3つに、青森市教育支援センター（旧適応指導教室）「フレンドリールームあおもり」と各学校との連携、交流の一層の推進を図ること

としております。

事務局といたしましては、これらの状況を踏まえ、今定例会に議案として提出しております「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に本市の不登校対策を明文化した上で、引き続き、「あおもりしCOCOLOプラン」に基づき、学びたいと思ったときに学べる環境を整備するとともに、保護者、児童生徒の心情に寄り添い、誰一人取り残されない学びの保障に向けて各学校と連携し、夢と志をもち未来を拓く児童生徒の育成を目指してまいります。

○工藤教育長

それでは、以上3件の報告を踏まえた上で審議に入ります。議案第10号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○武井教育部長

はじめに、提案理由となりますが、ただいま御報告させていただきました、「ゆるやかスタート・ウィーク」、「あおもり「夢体験休暇」」、「不登校児童生徒等への支援」等については、これまで要綱等による運用を行ってまいりましたが、変化する教育環境に即した学校運営の適正化を図り、多様な学びの保障と教職員の心身の健康維持を両立させる仕組みとして確立するため、このたび、規則に明確に位置づけることとし、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容について、主な5つの事項について順に御説明いたします。

- 1つに、「長期休業明けにおける教育課程の編成の特例」として、「ゆるやかスタート・ウ

イク（ゆるスタ）」を規則に明文化するものであります。校長は、長期休業明けにおける児童生徒及び教職員の心身の健康を保持するため、授業時間の短縮その他の柔軟な教育課程の編成を行うことができる旨を、新たに規定いたします。

2つに、「体験的な学習活動に係る校外行事の特例」として、「あおもり「夢体験休暇」(夢きゅう)」を規則に明文化するものであります。児童生徒が保護者の休暇に合わせて行う校外での体験的な学習活動(いわゆるラーケーション)や、家庭におけるこれに準じた活動について、校長が教育上有意義と認める場合に、教育課程に基づく「校外行事」とみなすことができる旨を、新たに規定いたします。

3つに、これまでの「学校評価」に加え、保護者による「家庭評価」について、規則に明文化するものであります。校長は、従前の学校評価にあわせて、保護者に対し、家庭教育の自己評価である「家庭評価」の実施を求め、その結果を公表するよう努めるものとする旨を、規定に追加いたします。

4つに、学校が直面する諸課題に組織的に対応するため、専門的な協議を行う会議の設置について、規則に明文化するものであります。校長は、「いじめの防止」、「特別支援教育」、「不登校支援」、「教職員の働き方改革」等に関する事項を専門的に協議する会議を設置しなければならない旨を、規定に追加いたします。

5つに、「不登校対策」につきましては、本市教育における最重要課題の一つとして、単なる規定の追加に留めず、新たに第十一章として独立した章立てを行いました。その上で、3つの事項を規則に明文化するものであります。

- ・まず、「不登校児童生徒等への支援」として、校長は、個別のプログラム作成等による組織的な指導体制を整備するとともに、教育支援センター等の関係機関と密接に連携しなければならない旨を、新たに規定いたします。
- ・次に、「校内教育支援センター」として、不登校傾向にある児童生徒に適切な居場所を提供し、必要な支援を行うため、学校に「校内教育支援センター」を置くほか、教職員の役割分担の明確化による組織的な支援体制と、個別のプログラムに基づく学習支援等の充実について、新たに規定いたします。
- ・さらに、「不登校等特認校」として、委員会が特定の学校を指定できるものとし、柔軟な始業・終業時刻の運用や、通学区域外からの受入れ、校内教育支援センター長の配置、及び特色ある教育活動の実施について、新たに規定いたします。

最後に、施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

事務局といたしましては、本規則の改正を、令和8年度に向けた本市教育の新たな出発点と位置づけ、変化する教育環境に的確に対応しながら、子どもたちの多様な学びと笑顔あふれる学校づくり、教職員がやりがいを持って健やかに働くことができる環境づくりに努めてまいります。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第10号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第10号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

議案第11号「青森市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○武井教育部長

はじめに、提案理由となりますが、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が改正され、学校運営協議会の承認を得ることとされている基本的方針の中に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされたところです。また、これに伴い、学校運営協議会の設置根拠法令である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が令和8年4月1日付けで改正されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容についてであります。校長が毎年度基本的な方針を策定し、協議会の承認を得る事項に、「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を加えるものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第11号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第11号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

議案第12号「青森市森林博物館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○泉理事

はじめに、提案理由につきましては、平成30年に制定された「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」において「地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者等の施設の利用上の利便性を確保すること」と規定されており、その一環として当該法律に基づき、「障害者の本人確認等の簡素化」を進めることを目的とし、心身障害者が施設を利用する場合における負担軽減及び手続の簡素化を図るため、教育委員会が所管する施設の関係規則の改正を行うものであります。

今回、改正を必要とする規則につきましては、

- ・青森市森林博物館条例施行規則
- ・青森市中世の館条例施行規則
- ・青森市歴史民俗展示施設条例施行規則
- ・青森市市民センター条例施行規則

となっており、対象施設は資料に記載のとおりであります。なお、市長部局においては、各施設の規則について、福祉部障がい者支援課が一括で改正する予定となっております。

次に、改正内容につきましては、現在の規則においては、使用料又は利用料金の減免を受けようとする者については、原則として減免申請書の提出を求めています。今後は療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示により、減免申請書の提出に代えることができる旨を追加するものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第12号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第12号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

議案第13号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○武井教育部長

はじめに、提案理由についてであります。青森県教育委員会の学校職員の育児休業等に関する規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容についてであります。部分休業制度の拡充に伴い、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる形態（第1号部分休業）に加え、1年につき勤務日10日相当の時間数の範囲内で取得できる形態（第2号部分休業）を新設するものであります。

具体的には、

- ・第2号部分休業についての上限は、年度につき常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とすること
 - ・部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、これまで「3歳に達するまで」としていたものを、「小学校就学の始期に達するまで」とすること
- となっております。

最後に、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第13号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第13号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

次に、議案第14号及び第15号「臨時に代理し処理した事項の承認について」は関連がありますので、一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

○泉理事

はじめに、議案第14号「令和7年度一般会計補正予算案」について御説明いたします。

歳出につきましては、補正前予算額9億8,969万7,000円に対し、1億6,087万6,000円の増額補正となり、補正後の予算額は1億1,457万3,000円となるものであります。

歳入につきましては、補正前予算額1億5,234万2,000円に対し、1億6,756万5,000円の増額補正となり、補正後の予算額は3億1,990万7,000円となるものであります。

歳出予算の内訳であります、

- ・事務局費につきましては、奨学資金貸付事業など3事業の執行残額計1,972万1,000円を減額
- ・指導研修費につきましては、教職員研修事業の執行残額32万円を減額
- ・企画費につきましては、国際交流員設置事業の執行残額93万9,000円を減額
- ・学校管理費につきましては、小学校運営管理事務の燃料費の不足見込分に係る経費のほか、夜間中学設置事業の国の交付金内定に伴い、計4,695万6,000円を増額（当該国の交付金内定に伴う増額分は令和8年度へ全額繰越し）
- ・学校建設費につきましては、国の交付金内定に伴い、計1億5,660万6,000円を増額（当該国の交付金内定に伴う増額分は令和8年度へ全額繰越し）
- ・社会教育総務費につきましては、原因者負担発掘調査事業の執行残額26万8,000円を減額
- ・市民センター費につきましては、地区市民センター等の燃料費に関する指定管理委託料の不足見込分に係る経費として、240万5,000円を増額
- ・学校給食費につきましては、小学校給食センターの運営委託料の不足見込分に係る経費、中学校給食センターの電話料の不足見込分に係る経費などとして、計615万7,000円を増額

合計で1億6,087万6,000円を増額するものです。

歳入予算の内訳につきましては、資料の概要欄に事業名等を記載しております。

次に、議案第15号「令和8年度一般会計当初予算案」について御説明いたします。

令和8年は、青森まちづくり400年と「青の煌めき あおもり国スポ・障スポ」が開催される特別な1年であり、産学金官連携による仕事づくり、スポーツに親しむ環境整備など幅広い世代を対象とした健康でやさしい暮らしづくり、未来に向けた安全・快適なまちづくりを柱とした予算編成とするものであります。

歳入につきましては、2億5,832万5,000円となり、令和7年度当初予算額と比較して1億5,499万6,000円の増額となります。その内訳は資料のとおりとなっております。

歳出につきましては、1億2,049万5,000円となり、令和7年度当初予算額と比較して6億9,779万1,000円の増額となります。

歳出予算の主なものとして、

- ・「青森市立小・中学校給食費の全額公費負担」につきましては、子育て支援の充実のため、令和4年10月1日から実施した市立小・中学校の児童生徒に提供する学校給食の全額公費負担を令和8年度も継続し、保護者負担の軽減を図ります。
- ・「夜間中学設置事業」につきましては、令和9年4月から県内初の公立夜間中学を古川小学校内に設置するため、改修工事及び開設準備を実施します。
- ・「教職員の働き方改革におけるDX推進事業」につきましては、市内の小・中学校にお

いて、A I ドリル教材を活用することにより、児童生徒の学びの充実を図るとともに、テスト問題の作成、印刷、採点業務等の負担を軽減し、教職員の働き方改革を支援します。

- ・「給食搬入口等改修事業」につきましては、安全・安心な学校給食を適切に配送するため、浪岡地区小・中学校の給食搬入口に配送車が安全に接車できるように改修を行います。
- ・「教育環境整備事業」につきましては、老朽化した学校施設の整備や改修を行い、教育環境の改善と建物の耐久性の確保を図るため、幸畑小学校の屋上防水改修工事及び給排水工事の設計のほか、浪岡北小学校等のボイラー改修や各校の校内教育支援センターの空調設備の設置等を行います。
- ・「小中学校改築事業」につきましては、学校施設の老朽化に対応する改築を行い、安全・安心な施設環境を確保し、教育環境の向上を図るため、造道小学校の校舎改築工事、筒井小学校及び西中学校の屋外教育環境整備工事、泉川小学校校舎改築等のための実施設計を行います。
- ・「AOMORI NEBU CO FESTIVAL 開催事業」につきましては、水、炎、動物、剣、衣、装飾、文様の表現など、ねぶたの技法を用いた作品「NEBU CO」の展示を中心に、ねぶた師の創造性と技術に光を当てたアートフェスティバルを開催します。
- ・「松原地区まちづくり推進事業」につきましては、棟方志功記念館建物の利活用に向け、子どもを中心とした市民や観光客に「5つの学び（志功を観る、志功を知る、志功を体験する、わだば志功になる、志功を想う）」を提供するリノベーション等に係る設計業務を実施します。

なお、これらにつきましては、先に開催された令和8年第1回青森市議会定例会へ議案として上程するため、本市内部での調整後、緊急に処理する必要が生じましたが、会議を招集するいとまがなかったことから、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第14号及び第15号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第14号及び第15号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

議案第16号「臨時に代理し処理した事項の承認について」、事務局から説明をお願いします。

○泉理事

はじめに、人事異動の発令日につきましては、令和8年4月1日付けとなります。

次に、異動内容につきましては、

- ・転出者が31人

- ・転入者が41人（うち役職定年が2人、再任用フルタイムが1人）
- ・市内小・中学校への転出者が4人
- ・市内小・中学校からの転入者が5人
- ・辞職及び定年退職者が2人
- ・教育委員会内の異動者が56人（うち再任用フルタイムが2人）

となっております。なお、教育委員会内の異動者56人には、令和8年度から新たに設置される「主任」の職位となる「主事」の職員、14人が含まれます。

次に、昇任者数につきましては、

- ・部長級が1人
- ・次長級が1人
- ・課長級が3人
- ・主幹級が5人
- ・主査級が2人

の計12人となっております。

最後に、職員数につきましては、令和8年4月1日時点で、267人となっております。

なお、増減の内訳としては、

- ・「教育委員会事務局」の次長が1人増
- ・「総務課」は、課内室「教育企画推進室」の設置による増員（7人）と、組織再編による「教育施設課」の設置に伴う減員（10人）により3人減
- ・新設される「教育施設課」には、総務課及び中央市民センターの施設関連業務を集約するため、10人を配置
- ・「中央市民センター」は、施設関連業務を「教育施設課」へ集約することなどにより3人減
- ・「文化遺産課」は、欠員補充により1人増
- ・「市民図書館」は、チームの統合による事務職の減員により1人減
- ・「学務課」は、事務職の増員により1人増
- ・「小・中学校」は、本郷小学校の閉校などに伴う技能労務職の減員により3人減

となったものであります。

本議案につきましては、去る3月24日の内示日直前まで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～ なし ～

それでは、議案第16号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第16号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長

それでは、先ほど御了承いただきましたとおり、非公開とした議案第17号及び第18号の審議に入る前に、報告案件に入ります。

なお、本日の報告案件は5件でしたが、先ほどすでに3件の報告がありましたので、残り2件となります。

報告1「寄附採納について」、事務局から説明をお願いします。

○小山総務課長

令和8年2月に各校から報告がありました寄附採納について、御報告申し上げます。お手元の「寄附採納一覧（令和8年2月1日～2月28日）」を御覧ください。

はじめに、小学校における寄附採納としまして、筒井南小学校に対し、「青森市立筒井南小学校 父母と教師の会」様から、キーボード等の寄贈申出があり受領しました。このほか、5校に対し、暗幕やパーテーションなどの寄贈申出があり受領しました。

次に、中学校における寄附採納としまして、浪打中学校に対し、「青森市立浪打中学校 令和7年度卒業生一同」様から、デジタルカメラ等の寄贈申出があり受領しました。このほか、4校に対し、講演台や液晶テレビなどの寄贈申出があり受領しました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

○工藤教育長

次に、報告5となりますが、「巡回指導方式による通級指導について」、事務局から説明をお願いします。

○後藤指導課長

「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条、第141条に基づき、大部分の授業を小・中学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態であり、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うものです。

「本市の現状」としましては、小学校には、言語障害及びLD・ADHDを対象とした通級指導教室を浪打小学校と長島小学校に開設、中学校には、LD・ADHDを対象とした通級指導教室を浪打中学校と浦町中学校に開設しております。また、通級による指導を受けている児童生徒数は近年増加傾向にあり、毎年度、教育支援委員会における通級指導教室への答申数は、審査数の10数パーセントを占めております。加えて、西部・浪岡地区においては、長島小学校への送迎の関係から諦めざるを得ず、子どもたちの望ましい就学の場の一つであっても、保護者が選択しづらい状況にあります。

このことから「令和8年度からの通級指導」については、

1つに、対象者が多い小学校について、浪岡地区を含めた西部地区のニーズに対応し、中央部、西部、浪岡地区ときめ細かに支援できるよう、長島小学校在籍の通級担当教諭が、新城中央小学校及び浪岡南小学校に巡回指導を行うほか、校内通級への対応や近隣からの教育相談等に対応すること

2つに、巡回指導方式となるため、定期的に通級指導に係る連絡協議会を開催し、情報共有等の場とすること

として、運用してまいります。

事務局といたしましては、令和8年度の取組を検証しながら、さらに充実した特別支援教育を推進していくこととしています。

○工藤教育長

これまでの案件以外に、委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

それでは、非公開としました 議案第 17 号及び第 18 号の審議に入りたいと思います。

記者の方は退室をお願いいたします。

～ 記者退出 ～

(議案第 17 号及び議案第 18 号は原案のとおり決定)

(4) 閉会

○工藤教育長

本日の案件は全て終了しました。これをもちまして、令和 8 年第 3 回青森市教育委員会定例会を終了します。一年間、ありがとうございました。

令和8年3月26日開催の第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和8年3月30日

書記 小野 寛史

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和8年3月30日

署名委員 齋藤 美鈴

署名委員 川村 仁